

第19回香川県新型コロナウイルス対策本部会議

第3回香川県経済・雇用対策本部会議

次 第

日 時：令和2年6月22日（月）8時30分～

場 所：県庁12階大会議室

議 程

1. 新型コロナウイルス感染症対策（令和2年度6月補正予算（案））について
2. 感染予防対策期における地域の祭り等の開催にかかる留意事項等について
3. その他

令和2年6月22日

新型コロナウイルス感染症対策(令和2年度6月補正予算案)について

I 専決処分(6月1日)

対策規模	3,010百万円
------	----------

II 定例会提案(6月15日送付)

対策規模	3,488百万円
------	----------

III 定例会提案(6月22日送付)

対策規模	14,381百万円
(債務負担行為変更分2,003百万円を含む)	(16,384百万円)

1. 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備 9,528百万円

①衛生用品の確保等〔101〕

- ・特別支援学校のスクールバスの増便
- ・観光・宿泊施設等における感染拡大防止対策等への経費補助

②医療提供体制の整備・強化〔6,532〕

- ・医療機関、薬局等における感染拡大防止対策等への経費補助
- ・県立病院における患者受入体制の整備(感染拡大防止対策、診療体制の確保)
- ・患者受入れ医療機関の従事者、保健所職員を対象とした受入時対応研修・訓練
- ・医療従事者等への慰労金支給

③福祉サービス提供体制の確保〔2,811〕

- ・介護・障害福祉サービス事業所等における感染拡大防止対策等への経費補助
- ・保育所等における職員の不安を軽減する取組み等を実施する市町への補助
- ・福祉サービスに従事する職員等への慰労金支給 等

④その他〔84〕

- ・感染した妊産婦への寄り添い支援、妊婦のPCR検査費助成
- ・県民ホール、サンメッセ香川、サンポート高松交流拠点施設のキャンセル料還付(6/1～9/30の間の利用で6月中にキャンセル申出があったもの)

2. 雇用の維持・事業の継続 3,347百万円

①雇用の維持〔35〕

- ・就労継続支援事業所における生産活動回復に向けた取組への経費補助

②事業者の資金繰り対策 [1,297]

- ・売上高が大幅に減少した中小企業者等に対する制度融資に係る利子の全額補給（融資枠及び融資上限額の拡大）（保証料は全国信用保証協会連合会から県信用保証協会に対して全額補給）等

③事業継続支援 [2,015]

- ・売上高が減少した事業者に対する家賃補助（国の家賃支援給付金への県独自上乗せ）

3. 県民の生活支援

805百万円

①生活支援 [766]

- ・生活福祉資金（緊急小口資金、総合支援資金）の特例貸付（貸付原資の追加補助）
- ・生活に困窮する方への相談支援体制の強化、住宅確保給付金の支給
- ・児童扶養手当を受給する世帯等への臨時特別給付金の支給等

②修学継続支援 [39]

- ・香川県大学生等奨学金の奨学生、日本学生支援機構第一種奨学金返還支援対象者への一時金支給
- ・家計急変のあった私立中学校生徒の世帯に対する授業料減免支援

4. 学校の再開・学びの保障

168百万円

①教育体制の緊急整備 [151]

- ・市町立小中学校において感染症対策を講じながら児童生徒の学びを確保するために必要な人的体制の整備（教員、学習支援員、スクールサポートスタッフの追加配置）
- ・県立学校・私立学校における感染症対策や学習保障に必要な取組への経費支援等

②部活動の再開支援 [17]

- ・運動部活動全国大会の代替地方大会の開催経費の支援

5. 地域経済の回復・活性化

436百万円

①観光産業の支援 [421]

- ・県内宿泊の宿泊料金助成

②文化芸術活動・イベント等の支援 [15]

- ・感染防止対策を講じながら地域の文化芸術活動を行う者の活動経費補助
- ・県のイベント開催制限の段階的緩和方針に沿って県民ホールを活用したイベントを開催する者への補助

6. 感染症に強い社会・経済構造の構築

97百万円

①情報技術の普及・浸透 [36]

- ・私立学校におけるICT環境の整備支援（生徒用情報通信端末）

②感染防止対策の普及・浸透 [61]

- ・市町が設置する避難所における感染防止に必要な物資を県で備蓄
- ・感染症リスクに適応する取組みを行う県内大学等への経費助成

(参考) 新型コロナウイルス感染症への対応予算(令和元年度2月補正～)

(単位:百万円)

項目	令和元年度 2月補正	令和元年度 3月補正	令和2年度 4月補正	令和2年度6月補正		合計
				専決	当初提案 追加提案	
予算総額	3	281	4,203	3,010	3,488	25,366
I 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	3	49	2,425		1,866	13,871
① 相談体制の強化			4		39	43
② 衛生用品の確保等		36	294		78	509
③ 検査体制の強化	2		84		27	113
④ 医療提供体制の整備・強化			646		1,676	8,855
⑤ 学校の臨時休業を円滑に進めるための環境整備	1	13	295		1	309
⑥ 福祉サービス提供体制の確保			55		34	2,900
⑦ 休業要請等への協力促進			1,003			1,003
⑧ 情報発信の強化			17		10	27
⑨ その他			27		1	112
II 雇用の維持・事業の継続			1,312	3,010	22	7,691
① 雇用の維持			630		12	677
② 事業者の資金繰り対策			680			1,977
③ 事業継続支援			2	3,010	10	5,037
III 県民の生活支援		232	449			1,486
① 生活支援		232	449			1,447
② 修学継続支援					39	39
IV 学校の再開・学びの保障						168
① 教育体制の緊急整備						151
② 部活動の再開支援					17	17
V 地域経済の回復・活性化					436	1,635
① 事業者のチャレンジ支援					1,199	705
② 飲食業の支援					80	80
③ 食品産業の支援					23	23
④ 県産品の販売促進					4	4
⑤ 農畜水産業の支援					387	387
⑥ 観光産業の支援						421
⑦ 文化芸術活動・イベント等の支援						15
VI 感染症に強い社会・経済構造の構築			17		401	515
① 情報技術の普及・浸透			17		401	454
② 感染防止対策の普及・浸透					61	61

新型コロナウイルス感染症対策

(単位:百万円)

項目名	6月(追加) 補正予算額	これまでの 累計予算額	6月補正後 累計予算額
○ 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	9,528	4,343	13,871
○ 雇用の維持・事業の継続	3,347	4,344	7,691
○ 県民の生活支援	805	681	1,486
○ 学校の再開・学びの保障	168	—	168
○ 地域経済の回復・活性化	436	1,199	1,635
○ 感染症に強い社会・経済構造の構築	97	418	515
合計	14,381	10,985	25,366

I 感染拡大防止対策と 医療提供体制の整備

6月(追加)補正予算額:9,528百万円

1 衛生用品の確保等

1 衛生環境整備事業（52百万円）

【内容】

特別支援学校のスクールバスの増便を行い、1便当たり生徒数を少人数化することで、感染症の予防、拡大防止に必要な衛生環境の整備を行うもの。

<問い合わせ先>
教育委員会特別支援教育課

3

1 衛生用品の確保等

2 観光・宿泊施設等感染拡大防止対策支援事業（50百万円）

【内容】

観光・宿泊施設等の安全・安心な利用のため、県内の民間中小企業者が運営する施設の感染予防対策等に要する経費に対し補助するもの。

- ・補助対象：観光施設等、宿泊施設
- ・補助率：3／4

<問い合わせ先>
交流推進部観光振興課

4

2 医療提供体制の整備・強化

1 医療機関・薬局等感染拡大防止対策事業（3,172百万円）

【内容】

医療機関、薬局等における感染拡大防止対策等に要する経費に対し補助するもの。

- ・感染疑い患者の診療を行う救急、周産期、小児医療機関

(99床以下2,000万円、100床以上3,000万円、100床ごとに1,000万円を追加、入院受入加算1,000万円)

- ・上記以外の病院(200万円+5万円×病床数)
- ・診療所(100万円(無床)、200万円(有床))
- ・薬局、訪問看護ステーション、助産所(70万円)

<問い合わせ先>
健康福祉部医務国保課

5

2 医療提供体制の整備・強化

2 県立病院受入体制整備事業（133百万円）

【内容】

県立病院において、感染拡大防止対策や診療体制の確保を実施するもの。

<問い合わせ先>
健康福祉部医務国保課

3 新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関等研修事業 (1百万円)

【内容】

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたことがない医療機関の医師、看護師等の医療従事者や保健所職員を対象に、受入時の対応などの研修・訓練を行い、第2波・第3波に備えた体制を整えるもの。

<問い合わせ先>
健康福祉部薬務感染症対策課

6

2 医療提供体制の整備・強化

4 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金

(3, 225百万円)

【内容】

患者と接する医療従事者等への慰労金を支給するもの。

- ①コロナ患者に対応する役割を有する医療機関等(診療実績有):20万円/人
 - ②コロナ患者に対応する役割を有する医療機関等(診療実績無):10万円/人
 - ③その他の病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所:5万円/人
- ※③は実際に感染症の入院患者を受け入れている場合は20万円/人

<問い合わせ先>
健康福祉部医務国保課

7

3 福祉サービス提供体制の確保

1 福祉サービス事業所等感染症対策強化事業 (535百万円)

【内容】

介護・障害福祉サービス事業所等において感染症対策を行うために要する経費に対し補助等するもの。

- ・感染症対策に要する物品の購入(個人防護具等)
- ・専門家による研修
- ・多機能型簡易居室の整備 等

<問い合わせ先>
健康福祉部長寿社会対策課
健康福祉部障害福祉課

8

3 福祉サービス提供体制の確保

2 保育所等感染症対策強化事業（22百万円）

【内容】

保育施設、放課後児童クラブ等において職員の不安を軽減する取組み等を実施する市町に対して補助するもの。

- ・感染対策相談窓口の設置
- ・専門家による相談支援 等

<問い合わせ先>
健康福祉部子ども家庭課

9

3 福祉サービス提供体制の確保

3 福祉サービス職員慰労金（2,250百万円）

【内容】

福祉サービスの利用者と接する職員等への慰労金を支給するもの。

- ・介護サービス事業所等、障害福祉サービス事業所等、救護施設:5万円/人

<問い合わせ先>
健康福祉部健康福祉総務課
健康福祉部長寿社会対策課
健康福祉部障害福祉課

10

3 福祉サービス提供体制の確保

4 福祉サービス利用再開支援事業（4百万円）

【内容】

介護・障害福祉サービス事業所等が、サービス利用休止中の利用者に対し、利用再開のために行うケアプランの作成等を支援するもの。

<問い合わせ先>
健康福祉部長寿社会対策課
健康福祉部障害福祉課

11

4 その他

1 妊産婦支援強化事業（76百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦が安心して出産・育児にあたることができるよう支援を強化するもの。

- ・感染した妊産婦に対する寄り添い支援
- ・妊婦のPCR検査費用の助成

<問い合わせ先>
健康福祉部業務感染症対策課
健康福祉部子ども家庭課

12

4 その他

2 県有施設キャンセル料等還付事業（8百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症の予防・感染拡大防止のため、県のイベント開催制限により、県有施設でのイベント等を中止し、利用をキャンセルした場合に既に納付されている使用料等を還付するもの。

・対象施設：県民ホール（大ホール・小ホール）

サンメッセ香川（大展示場・小展示場）

サンポート高松交流拠点施設（かがわ国際会議場・展示場）

・対象：令和2年6月1日から同年9月30日の間の利用で、同年6月中にキャンセルの申出があったもの

＜問い合わせ先＞
文化芸術局文化振興課

13

Ⅱ 雇用の維持・事業の継続

6月（追加）補正予算額：3,347百万円

14

1 雇用の維持

1 就労継続支援事業所活性化事業（35百万円）

【内容】

就労継続支援事業所が取り組む生産活動回復に要する経費に対し補助するもの。

- ・補助上限 50万円／事業所

<問い合わせ先>
健康福祉部障害福祉課

15

2 県内事業者の資金繰り対策

1 新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業 （609百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症により大幅に売上高が減少した中小企業者等の資金需要への対応を充実させるため、制度融資の融資上限額及び融資枠を拡大するとともに、それに伴う追加の利子補給を行い、継続的に資金繰りを支援するもの。（保証料については、全国信用保証協会連合会から県信用保証協会に対し全額補給）

- ・融資上限額：4,000万円（3,000万円から引上げ）
- ・融資利率：年1.00%以内
- ・保証料率：年0.85%
- ・融資期間：10年（うち据置期間5年以内）
- ・利子補給期間：当初3年間

<問い合わせ先>
商工労働部経営支援課

16

2 県内事業者の資金繰り対策

2 危機関連融資保証料補給事業（688百万円）

【内容】

危機関連融資を利用する中小企業者等に対して、信用保証料の全額補給を行うことにより資金繰りを支援するもの。（県信用保証協会に対する保証料支払いを年賦払いから一括払いに変更）

- ・補給対象融資上限額：8,000万円
- ・融資利率：年1.00%以内
- ・保証料率：年0.60%
- ・融資期間：10年（うち据置期間2年以内）
- ・保証料補給期間：10年

<問い合わせ先>
商工労働部経営支援課

17

3 県内事業者の事業継続支援

1 香川県家賃応援給付金支給事業（2,015百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した事業者に対し、国の家賃支援給付金に県独自の上乗せを行い、事業継続を支援するもの。

- ・給付率 個人：国の決定額の原則1/8
法人：国の決定額の原則1/10

<問い合わせ先>
商工労働部企業立地推進課

18

Ⅲ 県民の生活支援

6月(追加)補正予算額:805百万円

19

1. 県民の生活支援

1 生活福祉資金貸付事業 (599百万円)

【内容】

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から、収入が減少し一時的な資金が必要な方への緊急貸付けの原資を、事業を実施する香川県社会福祉協議会に追加補助するもの。

(緊急小口資金)

- ・貸付上限額:10万円(学校の休業等の特例:20万円)
- ・償還期限:2年(据置期間1年以内)
- ・無利子、保証人不要

(総合支援資金)

- ・貸付上限額:月20万円(単身世帯は月15万円)
- ・貸付期間:原則3月以内
- ・償還期限:10年(据置期間1年以内)
- ・無利子、保証人不要

<問い合わせ先>
健康福祉部健康福祉総務課

1 県民の生活支援

2 生活困窮者支援事業（13百万円）

【内容】

生活に困窮する方への相談支援体制を強化するとともに、住居確保給付金を支給することにより、就労の機会及び住宅の確保の支援を行うもの。

- ・相談支援員(兼)就労支援員の増員
- ・住居確保給付金の支給

＜問い合わせ先＞
健康福祉部健康福祉総務課

21

1 県民の生活支援

3 ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業（154百万円）

【内容】

児童扶養手当を受給する世帯等に対して、臨時特別給付金を支給するもの。

- ・1世帯5万円

（第2子以降1人につき3万円、収入が大きく減少した世帯に5万円を加算）

＜問い合わせ先＞
健康福祉部子ども家庭課

22

2 修学継続支援

1 大学生等応援給付金支給事業（32百万円）

【内容】

県の奨学金等を利用している学生が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、世帯収入やアルバイト収入の減少等により修学の継続が困難とならないよう一時金を支給するもの。

・対象者：香川県大学生等奨学金の奨学生

日本学生支援機構 第一種奨学金返還支援対象者の学生

・支給額：5万円／人（貸付月額区分最高額が5万円を超える場合は当該最高額）

<問い合わせ先>
政策部政策課

23

2 修学継続支援

2 私立中学校家計急変世帯緊急支援事業（7百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変した世帯の生徒の授業料を減免した私立中学校に対して、減免に要した経費を補助するもの。

<問い合わせ先>
総務部総務学事課

24

IV 学校の再開・学びの保障

6月(追加)補正予算額:168百万円

25

1 教育体制の緊急整備

1 市町立小中学校人的体制緊急整備事業 (46百万円)

【内容】

感染症対策を講じながら子供たちの学びを保障するために必要な人的体制の整備を行うもの。

- ・小中学校の最終学年で少人数編成の授業を行う加配教員の配置
- ・学習支援員、スクールサポートスタッフを追加配置する市町への補助

＜問い合わせ先＞
教育委員会義務教育課

26

1 教育体制の緊急整備

2 学校再開対策事業（105百万円）

【内容】

感染症対策や学習保障等に必要な取組みを迅速かつ柔軟に実施するための経費を補助等するもの。

（補助対象）

- ・県立中学校 1校、県立高等学校 29校、県立特別支援学校 8校
- ・私立中学校 4校、私立高等学校 10校

<問い合わせ先>
総務部総務学事課
教育委員会高校教育課
教育委員会特別支援教育課

27

2 部活動の再開支援

1 インターハイ等代替地方大会開催支援事業（17百万円）

【内容】

運動部活動全国大会の代替地方大会の開催に要する経費を支援するもの。

<問い合わせ先>
教育委員会保健体育課

28

V 地域経済の回復・活性化

6月(追加)補正予算額:436百万円

29

1 観光産業の支援

1 県内宿泊促進事業 (421百万円)

【内容】

新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込んだ旅行需要を喚起するため、県内宿泊の宿泊料金を助成するとともに首都圏において情報発信を行うもの。

①令和2年6月19日～同年7月末予定(対象者:県民限定)

・補助率(補助上限) 1/2以内(1万円/人泊 60,000千円)

②令和2年8月1日予定～令和3年1月31日予定(対象者:限定なし)

・補助率(補助上限) 1/2以内(7千円/人泊 280,000千円)

<問い合わせ先>
交流推進部観光振興課

30

2 文化芸術活動・イベント等の支援

1 新しい生活様式のもと頑張る文化芸術活動支援事業 (6百万円)

【内容】

感染防止対策を踏まえた新しい生活様式のもと、地域の文化芸術活動を行う者に活動経費の一部を支援するもの。

- ・対象者:感染拡大防止対策を講じてかがわ文化芸術祭に参加等する個人・団体
- ・補助率:1/2 等
- ・補助額:10万円以上100万円以内

<問い合わせ先>
文化芸術局文化振興課

31

2 文化芸術活動・イベント等の支援

2 県民ホール利用促進事業 (9百万円)

【内容】

県のイベント開催制限の段階的緩和の方針に沿いながら、県内の活性化を目指し県民ホール(大ホール・小ホール)を活用したイベントを主催する者を支援するもの。

- ・対象者:県民ホールで有料イベントを主催する者
- ・補助額:利用料金の1/3相当額(計画入場者数が収容定員の1/4以下の場合は利用料金の1/5相当額)

<問い合わせ先>
文化芸術局文化振興課

32

VI 感染症に強い社会・経済 構造の構築

6月(追加)補正予算額:97百万円

33

1 情報技術の普及・浸透

1 私立学校ICT教育設備整備促進事業 (36百万円)

【内容】

私立高校が行う、生徒用情報通信端末の整備に要する経費に対し補助するもの。

・補助上限:450万円/校

<問い合わせ先>
総務部総務学事課

34

2 感染防止対策の普及・浸透

1 避難所における感染症対策強化事業（21百万円）

【内容】

市町が設置する避難所における感染防止対策を支援するため、必要な物資を県で備蓄するもの。

- ・パーテーション、段ボールベッド 等

<問い合わせ先>
危機管理総局危機管理課

35

2 感染防止対策の普及・浸透

2 感染症に強い大学づくり推進事業（40百万円）

【内容】

感染症の拡大防止や遠隔授業の環境構築など感染症に強い体制づくりに取り組む県内大学等に対して取組みに要した経費を補助するもの。

- ・補助上限：500万円／事業

- ・補助率：10／10

<問い合わせ先>
政策部地域活力推進課

36

感染予防対策期における地域の祭り等の開催 にかかる留意事項について

令和2年6月22日

香川県新型コロナウイルス対策本部

感染予防対策期(令和2年6月1日以降)における地域の祭り等の開催については、別紙「催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」(令和2年6月1日香川県新型コロナウイルス対策本部会議資料)のとおり、「特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可」としているところですが、開催の検討に当たっては、感染防止の観点から下記の点に留意してください。

記

1 「特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるもの」の解釈について

「特定の地域」とは、基本的には市町単位であり、最大でも県内からの来場を上限とするものであること、また、「人数を管理できるもの」とは、これまでの開催実績等から参加者をおおよそ把握することができ、かつ、人と人との距離を十分に(できるだけ2メートル)確保できるよう参加人数を管理できるものであることを示したものです。

2 感染防止策の徹底について

発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等の適切な感染防止策を講じてください。

また、屋台、露店等を出店する事業者に対しても、従業員の体調確認、発熱や感冒症状がある者の従事制限、客の列間隔の確保、手指の消毒、マスクの着用、手や口が触れるようなものの洗浄・消毒、対面時の飛沫防止等の適切な感染防止策の徹底を図るよう周知してください。

3 太鼓台等の運行及び獅子舞の演舞等について

神賑行事としての太鼓台、ちょうさ、だんじり等の運行及び獅子舞の演舞等においても、上記1及び2について十分に留意してください。

特に、太鼓台等を大勢でかきあげるなどの行為は、密集・密接が避けられないことから、上記1及び2に対応することが困難な場合は、本年の実施を控えることも含めて、慎重に検討してください。

また、獅子舞について、本年の実施に当たっては、油単をかぶった状態での演者どうしの密接をできるだけ避けるよう、演舞時間の短縮や演舞方法の見直し、工夫について検討してください。



催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

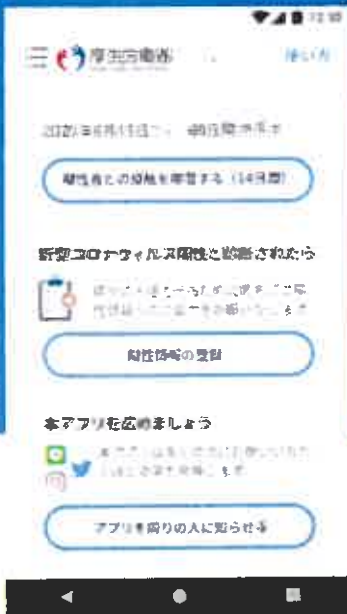
時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的な移動を伴うもの)		お祭り・野外フェス等 地域の行事	
			全国的・広域的			
【移行期間】 ①の期間 ～6月18日	○ 【100人又は50% (注) (屋外200人)】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	×	△ 【100人又は50% (屋外200人)】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可	
②の期間 ①の期間から 約3週間後 (6.19～7.9)	○ 【1,000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1,000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○	○ 【無観客】(ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	○	○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
③の期間 ②の期間から 約3週間後 (7.10～7.31)	○ 【5,000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するものは、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5,000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○	○ 【5,000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 ③の期間から 約3週間後 (8.1を別途)	○ 【50%】 * 密閉空間で大声を発するものは、厳格なガイドラインによる対応	○ 【50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○	○ 【50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	△ 【十分な間隔】 (できるだけ2m) ※感染状況を踏まえて判断	

(注) 屋内は人数上限と収容人数の50%のどちらか小さい方を限度。屋外にあっては十分な間隔（できるだけ2m）を確保
③の期間終了後の取扱いについては、今後検討



新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをお願いします

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。



* 画面イメージ

厚生労働省 新型コロナウイルス 接触確認アプリ COCOA

COVID-19 Contact Confirming Application

COCOAは、新型コロナウイルス感染症の感染者
と接触した可能性について、通知を受け取ることが
できる、スマートフォンのアプリです

- 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるアプリです。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受け取ることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

アプリのインストールや
詳しい情報はこちらから

厚労省 接触確認アプリ

検索



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

新型コロナウイルス接触確認アプリ 利用者向けQ & A

問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中のみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

問4 個人情報が収集されることはありませんか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中のみ記録され、14日の経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはないし、記録することはありません。

問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にいただくと、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などをご案内します。

問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。